

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

給付に向けて
準備を進めています

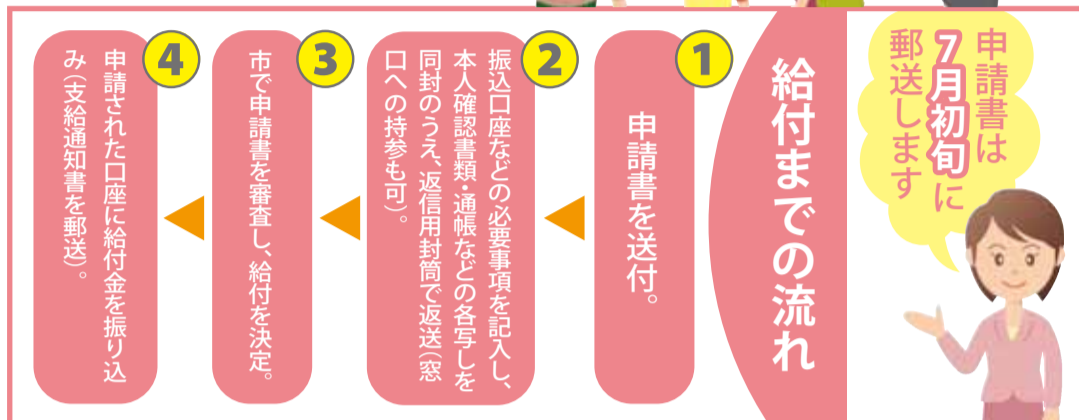
消費税率
引き上げ
に伴い



おしえて! 2つの給付金のこと

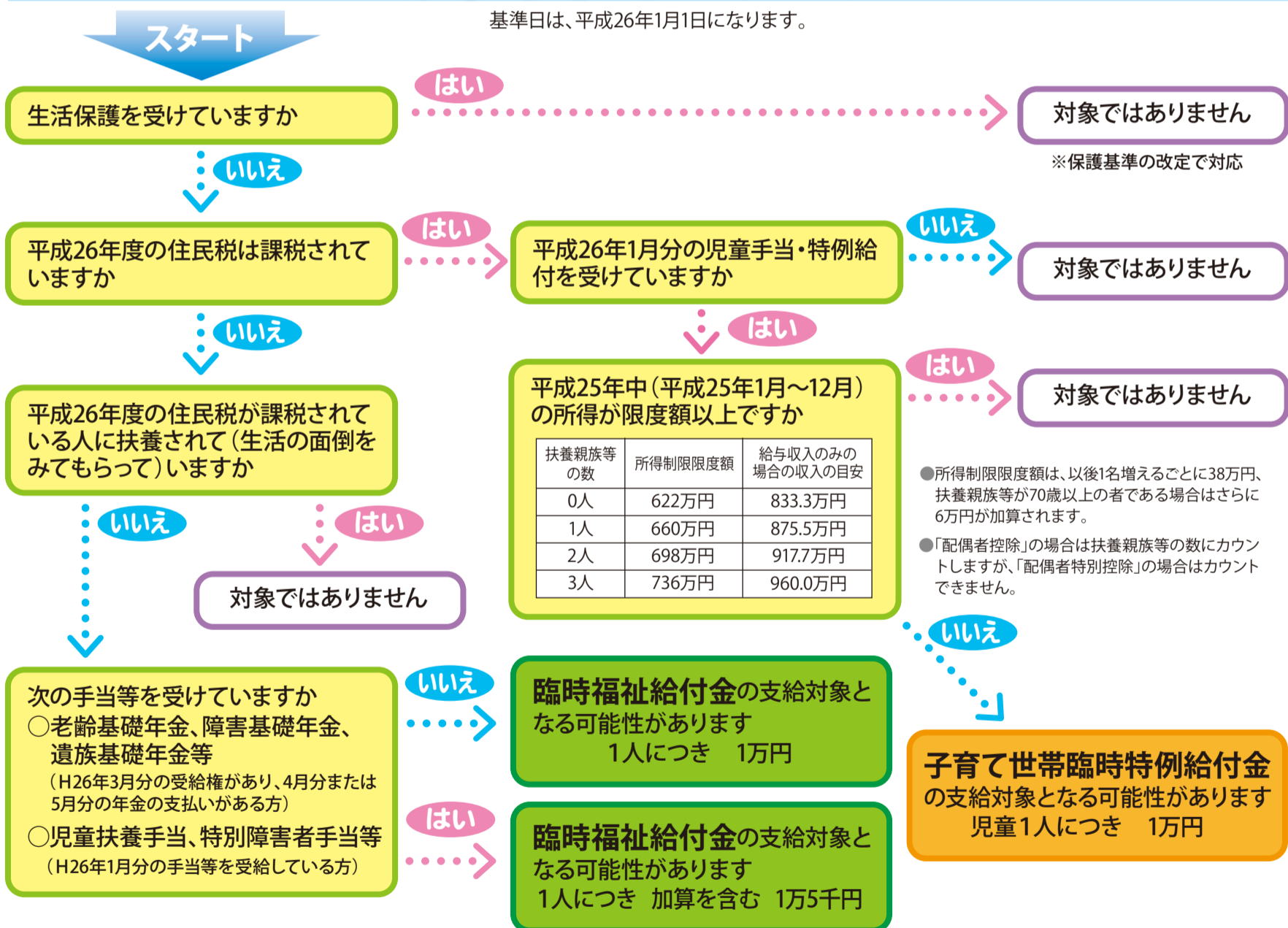
消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の家計への負担軽減を目的とした給付金です。1回限りの給付で、対象者1人につき1万円を支給します。

市では、7月中に両給付金の申請手続きが開始できるよう準備作業を進めています。給付金を受給できる可能性のある世帯に対し申請書を郵送しますので、必要事項を記入の上、給付金担当へご返信ください。



対象者診断チャート

基準日は、平成26年1月1日になります。



振り込め詐欺にご注意!!

市がATM現金自動預払機の操作や手数料の振込みをお願いすることは絶対にありません。これらの電話がかかってきたり、封書等が届いたら、下記のコールセンターか警察の相談電話(#9110)までご連絡ください。

ご注意

- ご自宅への申請書の送付は、支給することを保証するものではありません。申請書の提出を受けた後、審査を行って支給できるかどうか判定します。
- 臨時福祉給付金の対象となる児童は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることはできません。
- 高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象となる年金・手当等を受け取る資格のある方で、まだ手続きがお済みでない方は、平成26年9月30日までに手続きを行っていただく必要があります。
- 子育て世帯臨時特例給付金と児童手当とは別の制度です。児童手当の現況届(6月1日の住所地(公務員の場合は勤務先)に提出)とは別に、専用の申請(1月1日の住所地に提出)をしなければ子育て世帯臨時特例給付金を受給できません。

お問い合わせ

那覇市臨時給付金コールセンター
☎ 098-993-5560